

高知県造林事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県造林事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、森林の有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能について、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要があることから、森林施業の集約化及び路網整備による施業の低コスト化を推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により定められた市町村森林整備計画の達成に必要なものとして、県が定める森林環境保全整備事業計画及び森林基盤整備事業計画並びに市町村長が定める市町村森林整備事業計画並びに国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）で定める分収造林契約に基づき、この要綱に定める造林事業を行う者に対し、必要な経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助事業の区分及び内容、事業主体並びに補助率）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分は、別表第1に定めるとおりとする。

2 事業区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業主体（以下「補助事業者」という。）及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、その事業規模は、別表第3に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請手続等）

第4条 補助金の交付の申請は、補助事業の完了した後速やかに行わなければならない。

2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による補助金の交付の申請に関する手続事務を事業体等（以下「取扱機関」という。）に委任することができる。この場合において、委任を受けた取扱機関が知事に提出する申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、当該申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

4 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、別記第1号様式又は別記第2号様式にその旨を記載しなければならない。

5 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、第2項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明又は県税完納情報の

提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

- 6 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、第2項の規定による書類の提出に当たって、別記第3号様式を添えて提出し、税外未収金債務の滞納がないことを誓約しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付を受けた者の義務）

第7条 森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金（共生環境整備事業又は機能回復整備事業によるものに限る。以下同じ。）の補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 当該造林地の成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要であると認める事項を遵守すること。
- （2） 補助金に係る収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管すること。
- （3） 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。
- （4） 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐

車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。

- (5) 森林空間総合整備事業及び^{きずな}絆の森整備事業において取得した用地等については、取得した年度の翌年度の初日から起算して10年間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、別記第5号様式により知事に承認の申請をしなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 森林環境保全整備事業若しくは農山漁村地域整備交付金の補助金の交付決定を受けた者又は当該補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助条件に違反したとき。
- (2) 伐採前特殊地^{ごしら}拵え及び特殊地^{ごしら}拵えを実施した場合、当該施行地につき、その翌年度の初日から起算して原則2年以内に植栽により更新を行わないとき。
- (3) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないとき。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したとき。
- (5) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けたとき。
- (6) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画（属人計画はあるが、これと合わせて属地計画が作成できない場合を除く。）に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。

また、特定間伐等促進計画の実施計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成することができない場合を除く。）、又は当該施業を実施する林分が存する同号

ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。

(7) 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたとき。

(8) 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあっては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき。

(9) 前条第3号から第5号までのいずれかに該当したとき。

(10) 第3号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき。

(11) 農山漁村地域整備交付金における森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上に実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）。

(12) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したとき（消費税仕入控除税額に相当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあっては、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額に相当する補助金の額を当該減額した額を上回る部分の金額に限る。）。

2 公用若しくは公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に補助事業の施行地を転用等する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。

（グリーン購入）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本指針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（森林保険加入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、当該造林地が人工造林、除伐、保育間伐、間伐、特定林地改良又は花粉発生源植替えである場合には、森林保険の加入に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（書類の提出）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2通を当該造林地を管轄する林業事務所（当該造林地が長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村に所在する場合にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）の長を経由して提出しなけ

ればならない。ただし、電子申請を利用する場合はこの限りではない。

(雑則)

第13条 造林事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）及び関連する実施要領等の通知によるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

3 補助事業者が市町村に嵩上げ補助金の交付における関係書類を当該市町村に共有することに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行し、平成20年度事業から適用する。ただし、平成19年度事業については従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。ただし、平成20年度事業については従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。ただし、平成21年度事業については従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。ただし、平成22年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度事業から適用する。ただし、平成23年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行し、平成25年度事業から適用する。ただし、平成24年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。ただし、平成25年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。ただし、平成26年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。ただし、平成28年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度事業から適用する。ただし、国の平成30年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。ただし、国の令和元年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、国の令和2年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。ただし、国の令和3年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。ただし、国の令和4年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。ただし、国の令和5年度事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。ただし、国の令和6年度事業については、従前の例によるものとする。

別表第1（第3条関係）

事業名	事業区分		事業の種類	造 林 区 分	
	大区分	小区分		大 区 分	小 区 分
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業			人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 下 刈 り 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 除 伐 保 育 間 伐 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	再造林 地 ^{こしら} 拵 え 伐採前特殊地 ^{こしら} 拵 え 特殊地 ^{こしら} 拵 え 耕作放棄地への人工造林 改良 鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備
		特定機能回復事業	森林緊急造成	人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 下 刈 り 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 除 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	再造林 地 ^{こしら} 拵 え 伐採前特殊地 ^{こしら} 拵 え 特殊地 ^{こしら} 拵 え 改良 鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備
		被害森林整備		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 下 刈 り 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 除 伐 保 育 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道 森 林 保 全 再 生 整 備	再造林 地 ^{こしら} 拵 え 伐採前特殊地 ^{こしら} 拵 え 特殊地 ^{こしら} 拵 え 改良 鳥獣害防止施設等整備、荒廃竹林整備 鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲
		重要インフラ施設周辺森林整備		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 下 刈 り 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 除 伐 保 育 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	再造林 地 ^{こしら} 拵 え 伐採前特殊地 ^{こしら} 拵 え 特殊地 ^{こしら} 拵 え 改良 鳥獣害防止施設等整備、荒廃竹林整備

		林相転換特別対策 (特定スギ人工林)		一貫作業 人工造林 下刈り 更新伐 付帯施設等整備 森林作業道	再造林 機械地 ^{ごしら} え 鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備
		保全松林緊急保護整備		人工造林 樹下植栽等 下刈り 雪起こし 倒木起こし 除伐 保育間伐 衛生伐 更新伐 付帯施設等整備 森林作業道	再造林 地 ^{ごしら} え 改良 鳥獣害防止施設等整備、荒廃竹林整備
農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	共生環境整備事業	森林空間総合整備事業	全 体 計 画 調 査		
			共生環境整備	森林環境教育促進整備 森林健康促進整備 里山林機能強化整備	樹木等の植栽・播種 ^は 雑草木の除去 不用木の除去・不良木の淘汰 ^{とうた} 枝葉の除去 林間広場整備 土壌条件の改良 その他
			付帯施設等整備	森林環境教育促進整備 森林健康促進整備 里山林機能強化整備	標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康増進広場整備 健康促進施設整備
			林内歩道等整備	林 内 歩 道 森 林 作 業 道	
			用地等取得	土 地 取 得 立 木 竹 取 得	
		^{きずな} 絆の森林整備事業	全 体 計 画 調 査		
			共生環境整備	市民参加型森林整備 野生生物共生林整備	樹木等の植栽・播種 ^は 雑草木の除去 不用木の除去・不良木の淘汰 ^{とうた} 枝葉の除去 林床整備
			付帯施設等整備	市民参加型森林整備 野生生物共生林整備	標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 機能保持施設整備 給排水施設整備 休憩施設整備 防護柵等整備 溪流路整備
			林内歩道等整備	林 内 歩 道 森 林 作 業 道	
			用地等取得	土 地 取 得 立 木 竹 取 得	
	機能回復整備事業（	特定林地改良	特 定 林 地 改 良		
				付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	林木被害防止施設等整備、荒廃竹林整備

	特定森林造成事業)	耕作放棄地等森林造成		人工造林等刈し伐伐間伐伐更 樹下植栽等 下雪起こし 倒木起こし 除育間伐 保育間伐 間新伐 付帯施設等整備 森林作業道	再造林 地拵え 林木被害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、生育環境補完整備、荒廃竹林整備
		花粉発生源対策促進事業		花粉発生源植替え 付帯施設等整備 森林作業道	林木被害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、荒廃竹林整備

別表第2 (第3条関係)

事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業		(1) 森林環境保全直接支援事業市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）とする。	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費に対し、10分の4とする。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5とする。
	ア 人工造林	優良な育成単層林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	イ 樹下植栽等	（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとする。 （ア） 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（「面的複層林施業通知」に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林。）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 （イ） 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	ウ 下刈り	植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は2齢級以下）。複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こしとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。（オの倒木起こしに該当するものを除く。）		
	オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		

		らに要する経費及び間接費とする。		
	カ 除伐	下刈りが終了した5 齢級以下（天然林にあっては12 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	キ 保育間伐	適正な密度管理を目的として12 齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm 未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	ク 間伐	適正な密度管理を目的として12 齢級以下（地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100 分の95 以上の森林については、この限りではない。）の林分又は森林法第11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものであって森林法第10 条の5 に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2 を乗じた林齢以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	ケ 更新伐	18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	コ 付帯施設等整備	アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 （ア） 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 （イ） 林内作業場及び林内かん水施設整備 森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業		

		場及び林内かん水施設の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 (ウ) 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、編柵工、土留工等とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。ただし、アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限るものとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備事業の事業量がアからケまでの施業に係る事業量を超えないものとする。 「森林作業道作設指針の制定について」 (平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき県が作成した「高知県森林作業道作設指針」に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 (ア) アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) あらかじめ知事に届け出た事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの (ウ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの		
	サ 森林作業道整備			

	2 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 ク 森林作業道整備 (2) 被害森林整備 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐	1のアに準ずる。 1のイに準ずる。 1のウに準ずる。 1のエに準ずる。 1のオに準ずる。 1のカに準ずる。 アからカまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1のコの(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1のコの(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1のコの(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1のコの(エ)に準ずる。(ただし、1のコの(エ)において「アからケまで」とあるのは「アからカまで」と読み替える。) 1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは、「アからカまで」と読み替える。) 1のアに準ずる。 1のイに準ずる。 1のウに準ずる。 1のエに準ずる。 1のオに準ずる。 1のカに準ずる。 適正な密度管理を目的とする12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去並びに不良木の淘汰及び搬出集積(被害木を含む。)とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。	(1) 森林緊急造成 ア 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄付や分収林契約解除等で公有化した森林で実施する場合に限る。)とする。 イ 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者(事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)とする。 (2) 被害森林整備 ア 市町村(自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。) イ 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。) ウ 森林所有者(地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費に対し、保全松林緊急整備事業にあつては10分の7、その他の事業にあつては10分の4とする。 ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、10分の5とする。
--	---	---	---	---

	ク 更新伐	1のケに準ずる。	去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。)	
	ケ 付帯施設等整備	アからクまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1のコの(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1のコの(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1のコの(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1のコの(エ)に準ずる。(ただし、1のコの(エ)において「アからケまで」とあるのは、「アからクまで」と読み替える。)		
	コ 森林作業道整備	1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは、「アからクまで」と読み替える。)		
	サ 森林保全再生整備	野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 (イ) 鳥獣の誘引捕獲 誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	(3)重要インフラ施設周辺森林整備		(3) 重要インフラ施設周辺森林整備	
	ア 人工造林	1のアに準ずる。	ア 市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。)	
	イ 樹下植栽等	1のイに準ずる。	イ 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	
	ウ 下刈り	1のウに準ずる。		
	エ 雪起こし	1のエに準ずる。		
	オ 倒木起こし	1のオに準ずる。		
	カ 除伐	1のカに準ずる。		
	キ 保育間伐	(2)のキに準ずる。		
	ク 更新伐	1のケに準ずる。		

	ケ 付帯施設等整備 コ 森林作業道整備 (4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林） ア 一貫作業 イ 人工造林 ウ 下刈り エ 更新伐 オ 付帯施設等整備 カ 森林作業道整備	アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1のコの(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1のコの(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1のコの(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1のコの(エ)に準ずる。(ただし、1のコの(エ)において「アからケまで」とあるのは、「アからケまで」と読み替える。) 1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは、「アからケまで」と読み替える。) 標準伐期齢以上の林分で林相転換を目的として行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽(大苗の植栽及び補植を含む。)の各作業を並行又は連続して行う一貫作業とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 1のアに準ずる。 ただし、地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。 1のウに準ずる。 1のケに準ずる。 アからエまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1のコの(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1のコの(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1のコの(ウ)に準ずる。 1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは、「アからエまで」と読み替える。)	(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林） ア 市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） イ 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	
--	---	---	---	--

	(5) 保全松林緊急保護整備 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 衛生伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 サ 森林作業道整備	1のアに準ずる。 1のイに準ずる。 1のウに準ずる。 1のエに準ずる。 1のオに準ずる。 1のカに準ずる。 1のキに準ずる。 松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、薬剤処理とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 1のケに準ずる。 アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1のコの(ア)に準ずる。 (イ) 荒廃竹林整備 1のコの(エ)に準ずる。 1のサに準ずる。	(5) 保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	
--	--	--	---	--

農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	3 共生環境整備事業（森林空間総合整備事業及び^{きずな}絆の森整備事業） (1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 森林環境教育促進整備 イ 森林健康促進整備 ウ 里山林機能強化整備 エ 市民参加型森林整備 オ 野生生物共生林整備	全体計画の策定に必要な調査を行う事業とし、補助対象は、これに要する経費とする。 森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、^は播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。 医療施設又は健康増進施設の周辺において、これらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、^は播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。 集落周辺の里山林において、生活環境保全・保健文化等公益的機能の高度発揮を図るための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、^は播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積及び林間広場の整備、耕作放棄地の林地化に必要な不透水層の破砕、簡易な排水工、盛土、土留工等並びに森林作業道の開設及び改良等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。 市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、^は播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。 野生生物の生息・生育環境の保全及び移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・^は餌木の植栽、客土、捨石、^は播種、施肥、雑草木・不用木の	(1) 森林空間総合整備事業市町村 (2) ^{きずな}絆の森整備事業 ア 市民参加型森林整備 (ア) 行政支援タイプ市町村 (イ) 市民主導タイプ 森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等 (ウ) 市民開放タイプ 森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 イ 野生生物共生林整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画の認定を受けた者。ただし、(5)の用地等取得については、県及び市町村に限る。	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費の10分の7とする。ただし、用地取得については、査定した経費の10分の4とする。
----------------------------	---	---	--	--

		除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。		
	(3) 付帯施設整備 ア 森林環境教育促進整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽・用水路・退避地の整備、溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土、整地等自然観察ゾーンの造成等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。		
	イ 森林健康促進整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路及び退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。		
	ウ 里山林機能強化整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路及び退避地の整備並びに溪流路整備等として行う岩組等林地保全施設の整備等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。		
	エ 市民参加型森林整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路及び退避地の整備、機能保持上必要な施設、給排水施設及び簡易な休憩施設の整備並びに防護柵の設置等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。		

	オ 野生生物共生林整備 (4) 林内歩道等整備 (5) 用地等取得	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とし、補助対象は、これらに要する経費とする。 共生環境の整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される森林作業道の開設及び改良とし、補助対象は、これらに要する経費とする。この場合において、森林健康促進整備については、車いす及び自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とし、補助対象は、これらに要する経費とする。		
	4 機能回復整備事業（特定森林造成事業） ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 間伐 ケ 更新伐 コ 花粉発生源植替え	1のアに準ずる。 1のイに準ずる。 1のウに準ずる。 1のエに準ずる。 1のオに準ずる。 1のカに準ずる。 1のキに準ずる。 1のクに準ずる。 1のケに準ずる。 花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。	(1) 特定森林造成事業 ア 特定林地改良 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体 イ 耕作放棄地等森林造成 県及び市町村 ウ 花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費に対し、特定森林造成事業のうち特定林地改良にあつては10分の7とし、その他のものにあつては10分の4とする。

	サ 特定林地改良 シ 付帯施設等整備 ス 森林作業道	林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。 （ア） 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な整備等の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 （イ） 林内作業場及び林内かん水施設整備 1のコの（イ）に準ずる。 （ウ） 生育環境補完整備 造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 （エ） 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。ただし、アからサまでのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限り、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからサまでの施業に係る事業量を超えないものとする。 森林作業道の開設及び改良であって、アからサまでのいずれかの施業と一体的に実施されるものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
--	---	---	--	--

- 備考
- 1から4までの事業内容における搬出集積の範囲については、作業ポイントまでを含むものとする。
 - 1から4までについては、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないとする造林を除く。
 - 1から4までの事業内容における鳥獣害防止施設等整備については、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
 - 1から4までの事業内容における森林作業道の開設については、当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。
 - 2の（1）及び（2）における協定については、この事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わないものとする。

い旨を定めることとする。

- 6 2の(2)のサの(ア)に定める鳥獣害防止施設等整備については、パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。
- 7 2の(2)のサの(イ)に定める鳥獣の誘引捕獲については、給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。
- 8 2の(2)のサの事業体は、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の2に基づく協議会(以下「協議会」という。)が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について協議会との連絡調整を図るものとする。
- 9 2の(4)のアに定める一貫作業及びイに定める人工造林については、1ha当たり2,000本以下の植栽本数を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
- 10 4のコの事業の範囲は、次によるものとする。
 - (1) 立木の伐採から植栽までの全てを同一の事業主体(事業主体が森林所有者から委託を受けている場合を含む。)が実施するものとし、伐倒については、当該林分の主林木(スギ及びヒノキに限る。)のおおむね70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。
 - (2) 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、交付申請時に当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限る。
 - (3) 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、4のシの(ア)により、造林木の保護に努めるものとする。
 - (4) 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

(付表)

対象事業の範囲

別表第2について、次のとおり対象事業の範囲を補足する。

- 1 森林環境保全直接支援事業の対象とする事業内容は、別表第2の事業区分1の全てとする。
- 2 特定機能回復事業の対象とする事業内容は、次のとおりとする。

(1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

(3) 重要インフラ施設周辺森林整備

鉄道、道路及び送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体、森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。

(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。

(5) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

① 保全松林健全化整備

松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知。以下「松くい虫被害対策事業実施要領」という。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容は事業区分2の(3)のうち衛生伐のみとする。

② 保全保護樹林帯造成

松くい虫被害対策事業実施要領に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容は事業区分2の(3)のうち衛生伐を除く全てとする。

- 3 共生環境整備事業の対象とする事業内容は、次の表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型整備は、次のとおりタイプを細分する。

ア 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

イ 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定（森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を締結した森林法第10条の11の9第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

ウ 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区 分	森林空間総合整備事業			絆の森整備事業			
	森林環境教育促進整備	森林健康促進整備	里山林機能強化整備	市民参加型森林整備			野生生物共生林整備
				行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民開放タイプ	
全体計画調査	○	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○	○
附帯施設整備	○	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○	○			○

備考 ○印は、対象とする事業内容であることを示す。

4 機能回復整備事業の対象とする事業内容は、次の表のとおりとする。

なお、事業内容は次のとおりとする。

ア 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。

(2) 耕作放棄地等森林造成

耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

(3) 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

区 分		特定森林造成事業		
		特定林地改良	耕作放棄地等森林造成	花粉発生源対策事業
人工造林			○	
樹下植栽等			○	
下刈り			○	
雪起こし			○	
倒木起こし			○	
除伐			○	
保育間伐			○	
間伐			○	
花粉発生源植替え				○
更新伐			○	
特定林地改良		○		
付帯施設等整備	林木被害防止施設等整備	○	○	○
	林内作業場及び林内かん水施設整備		○	○
	生育環境補完整備		○	
	荒廃竹林整備	○	○	○
森林作業道		○	○	○

備考 ○印は、対象とする事業内容であることを示す。

別表第3（第3条関係）

事業名	事業区分	事業規模等
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。 これに加えて、間伐及び更新伐については、ア又はイのいずれかに該当するもの（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。）。 ア 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。 イ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づき行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。 なお、水田跡地の拡大造林は1施行地の面積は0.05ha以上とする。
	2 特定機能回復事業	
	（1） 森林緊急造成	1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。
	（2） 被害森林整備	2の（1）に準ずる。
	（3） 重要インフラ施設周辺森林整備	2の（1）に準ずる。
農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	（4） 林相転換特別対策（特定スギ人工林）	人工造林及び下刈りについては、1 施行地の面積が0.1ha以上であることとする。 一貫作業及び更新伐については、1 施行地の面積が0.1ha以上、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haの森林で行うものとし、伐区については連たんしないものとする。 これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 イ 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 ウ 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。
	（5） 保全松林緊急保護整備	2の（1）に準ずる。
	3 共生環境整備事業	
	（1） 森林空間総合整備事業	おおむね50ha以上のまとまりがある森林で行うものとする。
	（2） きずな 絆の森整備事業	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりの森林で行うものとする。
農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	4 機能回復整備	
	（1） 特定森林造成事業	2の（1）に準ずる。

別表第4（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。